

政策 1-6 市民の健康を守る

1 政策の方向性

- 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。
- 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	62.4%	60%以上 <65%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1-6 市民の健康を守る

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 住み慣れた地域ですやかに暮らせる医療環境の整備に向けて、かかりつけ医等の普及や医療機関間での役割分担・相互連携の推進を図るとともに、救急病院や周産期母子医療センター等への運営支援を適切に行うことで、傷病者の状況に応じた救急医療体制を確保するなど、地域の医療供給体制の充実に取り組んでいます。
- 救急需要の動向把握による救急体制の整備を推進するとともに、救急救命士の養成による病院に到着するまでの救護体制の確保や、救急車の適正利用に向けた広報等に取り組んでいます。



救急隊員による大規模災害対応訓練

2 施策の主な課題

- 令和7（2025）年の医療需要と病床の必要量を定めた県の地域医療構想を踏まえた不足する病床機能の確保や連携体制の構築とともに、高齢化・疾病構造の変化及び医療の高度化等に伴い増加・多様化する在宅医療のニーズに対応した医療供給体制の整備が必要となっています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応について適切な時期に検証し、課題の整理等を行うとともに、今後の新興感染症に係る国及び県の検討を踏まえ、医療提供体制や病床確保に係る取組を実施していく必要があります。
- 医療の進歩に伴う高度化・多様化への確に対応し、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を養成するため、川崎市立看護大学（令和4（2022）年4月開学予定）を理念やカリキュラム等に沿って適切に運営するとともに、市域の看護力の一層の強化を図るため、より専門性の高い看護人材を養成する必要があります。
- 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等による救急需要の動向を把握し、傷病の緊急度に応じた適切な救急医療を提供できる体制を確保するほか、救急車の適正利用を促進するとともに、救急隊の整備を検討する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実、新興・再興感染症にかかる国の議論を踏まえた今後の医療提供体制の検討
- ★ 資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の養成・確保に向けた取組の推進、高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向けた検討
- ★ 緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供
- ★ 救急車の適正利用の促進や救急需要の動向把握による救急体制の整備

4 直接目標

- いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
かかりつけ医がいる人の割合※ (市民アンケート)	57.5 % (平成26 (2014) 年度)	59.6 % (令和2 (2020) 年度)	58 %以上 (平成29 (2017) 年度)	60 %以上 (令和3 (2021) 年度)	61 %以上 (令和7 (2025) 年度)
身近な地域の医療機関を受診する市民の割合 (平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	86.9 % (平成27 (2015) 年度)	90.4 % (令和元 (2019) 年度)	87 %以上 (平成29 (2017) 年度)	91 %以上 (令和3 (2021) 年度)	92 %以上 (令和7 (2025) 年度)
川崎DMAT (災害医療派遣チーム) の隊員養成研修修了累計者数 (3指定病院合計) (健康福祉局調べ)	130 人 (平成26 (2014) 年度)	244 人 (令和2 (2020) 年度)	170 人以上 (平成29 (2017) 年度)	250 人以上 (令和3 (2021) 年度)	350 人以上 (令和7 (2025) 年度)
救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間 (うち救急車の現場到着時間) (消防局調べ)	42.6 分 (8.4分) (平成26 (2014) 年)	42.6 分 (9.0分) (令和2 (2020) 年度)	42.6 分以下 (8.4分以下) (平成29 (2017) 年)	42.6 分以下 (8.4分以下) (令和3 (2021) 年度)	40.0 分以下 (8.0分以下) (令和7 (2025) 年度)
救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	31.4 % (平成26 (2014) 年)	45.5 % (令和2 (2020) 年度)	32.1 %以上 (平成29 (2017) 年)	37.2 %以上 (令和3 (2021) 年度)	47.6 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市立看護短期大学及び市立看護大学新卒者の市内就職率 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	69.6 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	75.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 第3期実施計画策定時に、実績値の算出方法を休日急患診療所患者統計から市民アンケートに変更しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域医療対策事業 地域医療審議会において地域医療に関する重要事項を調査審議するとともに、将来において不足する病床機能の確保及び医療機関相互の機能分担と連携を図るなど、地域医療の充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき保健医療プラン」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の中間見直し(R2) ・新型コロナウイルス感染症への対応 ●地域医療審議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> R2開催数：3回 ・継続実施 ●神奈川県と連携した地域医療構想調整会議の運営 <ul style="list-style-type: none"> R2開催数：3回 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進及び次期計画の策定 ・新型コロナウイルス感染症への対応と対応の検証、検証結果の計画への反映 	事業推進
災害時医療救護対策事業 災害発生時に、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、災害時の医療体制の整備に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害医療コーディネーターと連携した実効性のある災害時医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市内各病院の役割の明確化や医療救護所の整備 ・備蓄医薬品の更新・管理 ●川崎DMAT隊員養成研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2実施回数：0回 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある災害時医療体制の整備 ・備蓄医薬品の更新・管理の継続実施 	事業推進
救急医療体制確保対策事業 救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・救急病院に対する運営支援等の実施 ・休日(夜間)急患診療所の医師会による運営に対する支援 ・年末年始等急患歯科診療の提供等、歯科保健センター等診療事業 ●周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・総合(地域)周産期母子医療センターに対する運営支援の実施 ●24時間365日対応による医療機関案内及び救急医療の適正利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営 ・救急医療電話相談事業の実施に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急病院に対する運営支援や休日(夜間)急患診療所の医師会による運営に対する支援の継続実施等 ・歯科保健センター等診療事業の継続実施及びあり方の検討 ・運営支援の継続実施と周産期医療関連施設の連携の推進 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度		
				令和8(2026)年度以降
医務・薬務事業 医療機関、薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ●病院及び有床診療所等への立入検査の実施 R2実施数：39回 ●医療法に基づく適正な事務の実施 ・医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ・医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施 ●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ・市内薬局等の立入検査、監視指導及び苦情・相談の実施 ●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施 R2実施数：73回 ●違法薬物に関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 ・若年層を中心にリーフレット等を利用した薬物乱用防止啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の病院について、年1回の立入検査を実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進	
看護師確保対策事業 看護職員の充足対策として、市内医療施設等への確保・定着、潜在看護職員の再就業支援及び質の高い看護人材の新規養成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師の養成に向けた取組の実施 ・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施 ●看護職員を対象とした定着支援に向けた取組の実施 ・相談事業や研修事業を実施するナースセンターへの運営補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施 ●市立看護大学の安定的な運営と市域の看護力の一層の強化 ・4年制大学の設置認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・市立看護大学開学と安定的な大学運営 ・高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向けた検討 	事業推進	
救急活動事業 救急車の適正利用に向けた救急需要対策の継続強化をしています。効率的・効果的な応急手当普及啓発活動を行い、救命効果の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急需要対策の実施 ・救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進 ●市民救命士の養成 ・持続可能な民間への委託による市民救命士の養成 R2養成数：2,721人 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車の適正利用の推進 ・消防機関の救急車に代わる転院搬送手段の調査検討 ・継続実施 	事業推進	
救急隊整備事業 救急需要対策の効果を考慮し、人口動態等を踏まえたより効率的・効果的な救急体制の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急需要の動向に応じた効率的・効果的な救急隊の配置に向けた取組 ・効率的・効果的な救急隊の配置等に向けた調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部地域増隊（王禅寺・宿河原）の効果検証を踏まえた効率的・効果的な救急隊の配置等に向けた調査・検討 	事業推進	
救急救命士養成事業 救急救命士の常時乗車体制を確保するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を養成します。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救命士の常時乗車体制の運用 R2新規救急救命士の養成数：7人 ●高度な救命処置が行える新規認定救命士などの養成 R2新規認定救急救命士養成数：6人 ・川崎市立川崎病院救急ワークステーション実現に向けた運用方法の検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時乗車体制の確保に向けた新規運用救急救命士の養成 ・新規認定救急救命士などの養成 ・川崎市立川崎病院救急ワークステーションの段階的運用開始 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市立病院は、市の基幹病院または地域の中核病院として、高度・特殊・急性期医療や救急医療等を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応では、専用病床を整備し積極的な受入れを行っています。また、地域完結型の医療提供体制を推進するため、紹介患者に対する医療の提供や医療機器の共同利用、入退院支援機能の強化など地域医療機関との連携を進めています。
- 高齢化に伴う慢性疾患の増加など疾病構造の変化や医療の高度化等に対応するため、川崎病院では医療機能再編整備を推進するとともに、認知症疾患医療センターを開設しました。また、患者の在宅復帰に向けた支援を行う地域包括ケア病床の整備・運用（井田病院）のほか、医療の高度化に対応するため、手術支援ロボット（市立3病院）やPET-CT（川崎病院）を整備しました。
- 災害拠点病院（川崎病院・多摩病院）または災害協力病院（井田病院）として、備蓄品の整備や、災害対応訓練の実施など、大規模災害への準備を進めました。また、川崎病院では、エネルギー関連設備を洪水浸水想定以上の高さに移設する工事を進めるとともに、井田病院では高台の立地を活かし、水害に強い病院として、早期の災害拠点病院化を進めています。



新型コロナウイルス感染症患者受入病棟で勤務する看護師

2 施策の主な課題

- 市立病院は、高度・急性期医療や救急・小児・周産期・災害・精神・感染症などの政策的医療・不採算医療の提供、先進的医療機器の導入、地域医療を担う医療従事者の育成や市民への医学知識の普及啓発など、今まで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、認知症をはじめ、今後増加する医療需要を見据え的確に対応し、市民に医療を安定的かつ継続的に提供していく必要があります。
- 市立病院においては、今後急速に進展する高齢化と人口増に伴う医療需要に対応するため、地域の医療機関や介護事業者とも連携しながら、地域包括ケアシステムや地域医療構想を踏まえた取組をより一層推進していくとともに、さまざまな災害や新興感染症を想定し、有事に迅速かつ的確に対応する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ いのちと健康を守る良質な医療の提供
- ★ 機能分担と連携による地域完結型医療の推進
- ★ 災害・新興感染症を想定した危機管理体制の充実
- ★ 地域や社会に貢献する医学・医療の実践
- ★ 安定的な医療提供を支える経営基盤の強化

4 直接目標

- 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
入院患者満足度・外来患者満足度 (病院局調べ)	入院 87.5 % 外来 77.6 % (平成27 (2015) 年度)	入院 89.3 % 外来 80.0 % (令和2 (2020) 年度)	入院 88.4 %以上 外来 79.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	入院 90.0 %以上 外来 82.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	入院 90.0 %以上 外来 82.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
病床利用率 (一般病棟) (病院局調べ)	72.9 % (平成26 (2014) 年度)	65.9 % (令和2 (2020) 年度)	83.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	83.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	83.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
救急患者受入数 (病院局調べ)	49,873 人 (平成26 (2014) 年度)	30,383 人 (令和2 (2020) 年度)	50,800 人以上 (平成29 (2017) 年度)	52,000 人以上 (令和3 (2021) 年度)	52,500 人以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
川崎病院の運営 高度・特殊・急性期医療、救急医療を中心に、小児から成人・高齢者・妊産婦等の医療を提供するとともに、精神科救急医療の基幹病院として精神科救急患者（二次、三次）の受入れを行います。また、市内唯一の感染症病床における二類感染症患者の受入れ、災害拠点病院としての役割を担うほか、臨床研修指定病院として医師の育成を行うなど、地域医療水準の向上に寄与する取組を推進します。	●医療機能の充実・強化 R2救急患者受入数：15,310人 R2救急搬送受入数：5,802人 R2入院時支援加算料算定件数：1,946件 R2薬剤管理指導算定件数：8,864件 R2薬剤師の病棟配置数：1病棟 R2精神保健指定医数：3人 R2がん登録数（報告値）：1,710件 R2がん相談件数：306人 ●地域完結型医療の推進 R2紹介率：71.7% R2逆紹介率：113.4% R2PET-CT運用：832件	・段階的な医療機能再編整備の検討・推進 ・救命救急センターの運営と効率的な受入体制整備の推進 ・プレホスピタル活動の充実 ・災害時医療機能の充実・強化 ・入院センターの活用 ・薬物療法の有効性・安全性の向上に資する病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制の整備 ・川崎病院エネルギーサービス事業の推進 ・精神科医療の充実 ・がん診療機能の強化・拡充 ・認知症疾患医療センターの強化・拡充 ・新興感染症への対応	事業推進
	井田病院の運営 地域の中核病院・地域がん診療連携拠点病院として、がん診療を中心に、救急医療、緩和ケア医療、結核医療などを提供するとともに、災害拠点病院の役割を担うほか、在宅療養後方支援病院として地域包括ケアシステムの取組を推進します。	●医療機能の充実・強化 R2救急患者受入数：6,934人 R2救急搬送受入数：2,193人 R2薬剤管理指導算定件数：4,716件 R2薬剤師の病棟配置数：1病棟 R2がん登録数（報告値）：1,445件 R2がん相談件数：3,057人 R2緩和ケア患者受入数：489人 ●地域完結型医療の推進 R2紹介率：71.9% R2逆紹介率：65.9% R2地域包括ケア病棟稼働率：73.5% R2在宅療養後方支援病院登録患者数：233人	・救急センターの運営と効率的な受入体制整備の推進 ・災害時医療機能の充実・強化 ・薬物療法の有効性・安全性の向上に資する病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制の整備 ・地域がん診療連携拠点病院の運営と診療機能の充実 ・新興感染症への対応 ・地域医療連携の推進・強化 ・在宅療養支援の推進・強化

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
多摩病院の運営管理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域の中核病院として、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機能の充実・強化 R2救急患者受入数：7,820人 R2救急搬送受入数：3,578人 ●更なる経営基盤の強化 R2市立病院運営委員会等の開催：年4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進 ・新興感染症への対応 ・適切な施設維持、設備の更新 ・指定管理者による効率的な運営の実施 ・外部有識者等第三者による病院の管理運営状況に対する意見聴取 	事業推進
良質な医療の提供を担う人材の確保・育成事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 川崎病院医療機能再編整備や医療の高度化・専門化に対応した組織・人管理体制の強化に取り組みます。また、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、職員の人材育成と能力開発に努めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的・効果的な運営体制づくり R2助産師・看護師の合同就職説明会：年15回 R2認定看護師：全50人 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎病院医療機能再編整備に伴う必要な人管理体制確保に向けた取組 ・医療の高度化・専門化に対応する組織・人管理体制強化に向けた取組 ・効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保 ・人材育成計画に基づく各種研修の企画、実施及び受講支援など病院運営を担う医療人材の育成 	事業推進
経営健全化推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 公立病院改革プランに位置づける川崎市立病院中期経営計画の策定を行うとともに、当該計画に基づく施策の進捗管理、点検・評価を行います。また、医療情報に関わる基幹システムの更新や、情報通信技術（ICT）を用いた医療提供の効率化、患者サービスの向上に取り組み、局内の情報化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●更なる経営基盤の強化 ・川崎市立病院中期経営計画2016-2020の点検・評価 ・川崎市立病院中期経営計画2022-2025の策定（予定）及び経営の効率化の推進 ・総合医療情報システムの安定的な運用と機器更新 ●患者に優しい病院づくり ・患者サービスの向上等に資するICTを活用した医療支援・医療連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市立病院中期経営計画2022-2025の着実な推進及び取組状況の進捗管理と点検・評価の実施 ・総合医療情報システムの安定的な運用 ・次期川崎市立病院中期経営計画の策定 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るため、国や県、関係機関と連携し、適切な初動対応や医療提供体制の確保、ワクチン接種などの取組を進めています。
- 国境を越えた物流や経済活動が活発になる中、新たな感染症に対して的確な対応を図るため、感染症の発生予防とまん延防止に向けた取組を進めるとともに、各種予防接種の実施などの取組を推進しています。
- 食品衛生監視指導計画に基づき、食品取扱施設への監視指導、収去検査、HACCP（ハサップ）の導入状況確認及び導入支援を行い、食品の安全性を確保し、市民の健康被害を防止するとともに、さまざまな方法により市民や食品等事業者へ食品衛生の知識や衛生管理等の普及啓発に取り組んでいます。



健康安全研究所におけるウイルス検査

2 施策の主な課題

- 首都圏に位置する本市は、人や物の活発な移動や人口の集中により、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等の発生時には、今後も大規模な流行が懸念されるため、引き続き市民の健康被害に対して的確な対応を図る必要があります。
- 新しい生活様式を踏まえた食の安全・安心ニーズに対応した取組が求められています。
- 人と動物が共生する社会の実現に向けて、さらなる適正飼養の普及啓発や多機関連携による取組が必要です。

3 施策の方向性

- ★ 状況に応じた新型コロナウイルス感染症等への適切な対応と、新型インフルエンザ感染症等の発生予防とまん延の防止の取組の推進
- ★ 新しい生活様式のニーズも踏まえた食品等事業者に対する効果的な衛生管理の指導など、食品の安全・安心を確保する取組の推進
- ★ 多様な主体と連携した、動物愛護、適正飼養の普及啓発と人と動物が共生する社会の実現をめざす取組の推進

4 直接目標

- 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
麻しん・風しん予防接種接種率 (健康福祉局調べ) ※第1期：1歳の間 ※第2期：小学校入学前の1年間	第1期 98.6 % 第2期 91.6 % (平成26 (2014) 年度)	第1期 99.2 % 第2期 95.1 % (令和2 (2020) 年度)	第1期 98.6 %以上 第2期 95 %以上 (平成29 (2017) 年度)	第1期 98.6 %以上 第2期 95 %以上 (令和3 (2021) 年度)	第1期 98.6 %以上 第2期 95 %以上 (令和7 (2025) 年度)
感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	95 % (平成27 (2015) 年度)	94 % (令和元 (2019) 年度)	95 %以上 (平成29 (2017) 年度)	95 %以上 (令和3 (2021) 年度)	95 %以上 (令和7 (2025) 年度)
食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	8 件 (平成26 (2014) 年度)	8 件 (令和2 (2020) 年度)	8 件以下 (平成29 (2017) 年度)	8 件以下 (令和3 (2021) 年度)	8 件以下 (令和7 (2025) 年度)
「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	86.8 % (平成27 (2015) 年度)	83.6 % (令和元 (2019) 年度)	87 %以上 (平成29 (2017) 年度)	88 %以上 (令和3 (2021) 年度)	90 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	95 回 (平成26 (2014) 年度)	104 回 (令和2 (2020) 年度)	116 回以上 (平成29 (2017) 年度)	144 回以上 (令和3 (2021) 年度)	172 回以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
予防接種事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種(ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風、麻しん、風しん、結核等)の接種率の維持・向上 ・接種率の維持・向上及び法令等の変更に対応した定期予防接種の円滑な導入・推進 ・コールセンター等の運営 ・マイナンバー制度に対応した予防接種台帳管理システムの適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種の円滑な実施 ・法令等の変更に対応した定期予防接種の円滑な導入・推進 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためのワクチン接種の推進 ・新型コロナウイルスワクチン接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、医療機関等と連携したワクチン接種の体制整備及び実施 	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
感染症対策事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新型インフルエンザ等感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症への適切な対応とインフルエンザ等対策の普及啓発、発生時の医療体制等整備、薬品及び医療資器材等の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する情報発信、発生ステージに応じた医療体制の整備、各種相談窓口の設置、必要資器材の配備等の実施 ・訓練、研修の実施及び医薬品及び必要資器材の効率的な備蓄等の実施 ● 感染症発生時に備えた関係団体との協定等、連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤耐性アクションプランに基づく、地域ネットワークの連携強化や検証の実施 ● 感染症の患者発生動向の把握と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく感染症の届出状況や集団発生等の情報の把握 ・市ホームページ、広報、報道等による情報提供 ● インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防ぐための、社会福祉施設等への衛生教育の実施 R2実施回数：63回 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者、職員、看護師等への衛生教育の実施 ● 結核定期外及び定期健康診断の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・確実な接触者健診、管理検診と定期健康診断実施向上に向けた普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ステージに応じた国や県、医療機関等と連携した取組の推進 ・継続実施 ・腸管出血性大腸菌感染症など全数把握疾患やインフルエンザなど定点把握疾患の探知と必要な情報の還元 ・施設管理者、職員、看護師等への衛生教育の実施 ・継続実施 	事業推進
食品安全推進事業 飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 R2監視指導率：74.0% ● HACCP（ハザップ）に沿った衛生管理の導入支援と導入状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会等による導入支援 ● 食品表示の適正の確保に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者等への監視指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係営業施設等の監視指導の実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
<p>公衆衛生等に関する試験検査等業務</p> <p>公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を推進します。</p>	<p>●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正や規格基準、検査方法の改定等に即した検査の実施 ・検査業務における信頼性を確保するための精度管理体制の強化 <p>●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究の推進及び成果の評価・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関との共同研究等の実施と研究成果の公表 <p>●感染症情報をはじめとした公衆衛生情報の迅速な収集・解析・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の感染症発生動向調査事業の円滑な実施 ・ホームページを活用した試験検査情報の発信 <p>●健康危機事象発生時への準備と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因不明疾患等の発生時に迅速・的確に対応ができる体制の構築 <p>●国立医薬品食品衛生研究所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接性を活かした多様な取組の推進及び連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生検査施設における検査などの業務管理要領の改正を見据えた精度管理の推進 ・継続実施 ・新型コロナウイルス感染症等の感染症発生動向調査の実施 ・試験検査情報の発信 ・継続実施 ・継続実施 	<p>事業推進</p>
<p>動物愛護管理事業</p> <p>動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する社会の実現に取り組みます。</p>	<p>●動物愛護と適正飼養の普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護フェアの開催等による普及啓発活動や多頭飼育対策の推進 <p>●多様な主体との連携によるプロジェクトを軸とした普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> R2「いのち・MIRAI教室」の実施回数：58回 R2市民公開講座の実施回数：0回（中止） R2意見交換会の実施回数：1回 R2譲渡会の開催回数：1回 <p>●動物由来感染症対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防接種の促進や鳥インフルエンザまん延防止に向けた広報の実施 ・法改正を踏まえたマイクロチップ装着義務化に向けた対応の検討 <p>●ペットの災害対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の動物救護体制の整備動物救護体制の具体化及び飼い主への効果的な普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護と適正飼養の普及啓発の実施 ・野良猫対策の推進と、飼い主のいない猫を地域で適切に管理する地域猫活動の普及啓発 ・多頭飼育対策ガイドラインの取組の推進 ・「いのち・MIRAI教室」等の実施による普及啓発の推進 ・感染症対策のための広報の実施 ・マイクロチップ装着義務化への対応 ・継続実施 	<p>事業推進</p>

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
環境衛生事業 環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組むとともに、地域包括ケアシステムを推進するために、衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 R2監視指導率：29% ●衛生的な住環境の確保に向けた取組の実施 R2講習会実施回数：104回 ●環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 ・施設訪問等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的・効率的な監視指導等の実施 ・衛生的な住環境に関する講習会の実施 ・健康的で快適な生活環境を確保する取組の支援 	事業推進
葬祭場管理運営事業 人口の増加や年齢構成の変化により年々増加する火葬需要の増加に対し、利便的かつ安定的な葬祭場運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●増加する火葬需要と多様化する葬儀形態等への適切な対応 ・「友引日」開苑の実施 ●かわさき北部・南部斎苑の利用状況等を踏まえた取組の推進 ・南部斎苑老朽化対策に向けた調査の実施 ●受益者負担の適正化の観点からの使用料の見直しに向けた取組の実施 ・北部斎苑大規模改修工事の完了に合わせた見直しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・検討結果に基づく取組の推進 ・利用状況や他都市の状況等を踏まえた使用料の更なる見直し 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価